

生成 AI サービス提供業務

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

生成 AI サービス提供業務

2. 業務の目的

本業務では、文章作成や企画立案の補助が可能な生成 AI サービスを導入することで、庁内業務の効率化を図ることを目的とする。

3. 提案の審査及び契約の方法

公募により、一定の参加資格を有する業者から下記業務等に関する提案を受け、提案書及びプレゼンテーションに対する審査を行い、評価点の高い者から順位に受託候補者とする。

受託候補者は提案の内容について、当市と協議を行ったうえ、合意が得られた 1 者と契約を締結する。

4. 業務の内容等

(1) 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(2) 業務の仕様

別紙「生成 AI サービス提供業務仕様書」のとおり

(3) 提案上限額

3, 600, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5. 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年大分市告示第 258 号）により、種目コード 11：「OA 機器」について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 21 年大分市告示第 553 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。

- (5) 契約締結日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは、主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条）の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は更生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (7) ISMS 認証、プライバシーマークのいずれかを取得していること。

6. サービス提案への参加表明

サービス提案の参加を希望する者は、「生成 AI サービス提案参加表明書」【様式1】に必要事項を記入し提出すること。

(1) 参加表明書の提出受付期間

令和6年5月10日（金）までの閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

「13 連絡先」まで

(3) 提出方法

上記提出先へ持参若しくは郵送等により提出すること。なお、郵送等の場合は提出期限必着とし、発送と同時に発送した旨を「13 連絡先」に電話で連絡すること。

7. 資格審査及び結果通知

(1) 選考対象

全ての参加表明者とする。

(2) 選考項目

提出された「参加表明書」及び添付書類に対して、参加資格を有しているかの審査を行う。

(3) 結果通知

選考結果は、令和6年5月17日（金）までを目途に全参加表明者に対して通知する。

8. 質問事項の受付及び回答

本件に関する質問がある場合は、以下により「質問書」【様式2】を電子メールにより提出すること。
なお、電話等による質問は応じない。

(1) 提出期限

令和6年4月26日（金）

(2) 提出先

「13 連絡先」まで

※ 到達の確実を期するため、電子メール送信後、提出日のうちに電話で送付の旨連絡すること。

(3) 質問に対する回答方法

令和6年5月7日(火)までを目途に参加表明書の提出者に送付する。

(4) その他

提出期限後の質問、参加資格を有しない者からの質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

9. 提案書等の提出及び作成内容等

(1) 提案書の内容

1者1提案とし、提案書の章立ては次の「提案書項目」の内容に沿って記述すること。また、日本語で簡潔明瞭に、専門知識がないものにも分かりやすい表現で作成すること。

専門用語、略語等については、提案書の末尾にアルファベット、五十音の順に用語の意味を簡潔にまとめた用語集を掲載すること。

【提案書項目】

①サービスの概要

ア 使用する web ブラウザ等、サービスの提供環境

イ ユーザーインターフェース等

ウ ファイルアップロード機能及びアップロードしたファイルに対して可能な処理等

エ 質問文や回答文のログ管理機能等

オ アカウントやトークン使用料等の管理機能

カ サービス提供までのスケジュール等

キ 相談可能なサポートデスク等

ク 本仕様書に定める内容以外において、提案する内容

②サービスの安全性

ア 受託者の「ISO27001」や「プライバシーマーク」等の認証取得状況

(2) 提案書の様式

A4(縦横は問わない)、横書き、左綴じ、2穴綴じ穴付きとし、華美にしないこと。また、図表等の資料を含めて合計20ページ以内とする。ただし、表紙・目次は除く。

(3) 見積書の様式

見積書及び見積明細書の様式は、任意とする。

(4) 提出部数及び提出先

① 「13 連絡先」へ、正本1部、副本5部及び電子データ(CD-R)を1部提出

② 正本には、代表者印を押印のこと

(5) 提出方法

「13 連絡先」へ持参又は郵送等により提出すること。なお、郵送等の場合は提出期限必着とし、期限内に到着しない場合は失格とする。なお、発送と同時に発送した旨を電話で連絡すること。

(6) 提案書等の提出受付期間

令和6年5月24日(金)までの閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

(7) その他

提出後の提案書等の追加・修正・差し替えは一切認めない。

10. 受託候補者の選定

(1) 選定方針

受託候補者の選定に当たっては、(別紙)「生成 AI サービス提供業務_プロポーザル評価基準」に基づき、厳正かつ公平に選定を行う。なお、審査過程については、非公開とする。また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けないものとする。

(2) 審査・選定方法

①提案依頼内容に対する理解度と提案内容の有効性を確認するため、プレゼンテーション評価を実施する。実施日は令和6年6月上旬とし、詳細な日程は別途連絡する。

②審査方法は、提案書に沿って説明を受けて、その内容を評価することとし、質疑を含めて30分(プレゼン20分、質疑応答10分程度)の実施を予定する。ただし、企画提案者が多数あった場合はプレゼンテーション評価の時間を調整する場合がある。

③企画提案者が1者であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果、本業務を適切に実施できると判断された場合には、当該企画提案者を受託候補者として選定する。

(3) 審査の順番

プレゼンテーション評価の順番は、提案書の受付順とする。

11. 審査結果等の通知

(1) 時期

審査結果は令和6年6月中旬までを目途に、文書により連絡する。

(2) 失格

以下の項目に該当した企画提案者は、失格とし、その旨を通知するものとする。

ア 提案上限額を上回った場合

イ 5の参加資格を満たしていないと判断される場合

ウ 9の提案書の提出及び作成内容等に記載されている内容を満たしていないと判断される場合

エ 虚偽の記載などの不正行為があったと認められた場合

12. その他

(1) 守秘義務

本案件において、当市から提供を受けた文書並びに知り得たことについて、第三者に漏らすことを禁じ、本提案以外の目的に使用してはならない。

(2) 経費の負担

提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

(3) 提出書類

提出された書類は、返却しないものとし、受託候補者の選定以外の用途以外には利用しない。なお、提出された書類は大分市情報公開条例に基づき公開することがある。

(4) 留意事項

本提案の審査は受託候補者を選定するために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約の際には、当市と受託候補者が協議を行い、調整の後、双方合意に至った場合に契約を締結する。なお、受託候補者との協議調整が不調に終わった場合には、次点の者と協議調整する。

13. 連絡先

郵便番号：870-8504

住所：大分県大分市荷揚町2番31号

部署：大分市 企画部 情報政策課 ICT推進室（第2庁舎5階）

担当：福田

電話：097-574-6182

メール：ict_suishin@city.oita.oita.jp

プロポーザル実施スケジュール

No.	期間等	項目
1	令和6年4月19日（金）	公募開始及び参加表明書、仕様書交付、質問受付開始
2	令和6年4月26日（金）	質問受付締切り
3	令和6年5月7日（火）（予定）	質問・回答の送付及び仕様書の交付締切り
4	令和6年5月10日（金）	参加表明書提出締切り
5	令和6年5月17日（金）（予定）	資格審査結果通知
6	令和6年5月24日（金）	提案書提出締切り
7	令和6年6月上旬（予定）	プレゼンテーション・ヒアリング実施
8	令和6年6月中旬（予定）	審査結果の通知・公表
9	令和6年6月下旬（予定）	契約交渉開始

(別紙)

生成 AI サービス提供業務 プロポーザル評価基準

【評価方法】

- ・ 次の A、B について評価を行い採点する
- ・ A、B の各採点結果について、合計した値を「総合点(最終結果)」とする。

A.提案内容評価(100点)

区分	評価の視点		配点
提案内容	サービスの提供環境	Google Chrome や Microsoft Edge で利用可能か。	10 点
	インターフェース	ユーザーが直感的に操作しやすいインターフェースであるか。	10 点
	サービスの機能	ファイルアップロード機能を有し、アップロードは容易な操作で行えるものか。 ファイルアップロードは、多くの種類に対応しているか。 アップロードしたファイルに関して、分析や要約などの処理が可能か。	20 点
	ログ管理	チャット履歴をログとして蓄積できるか。 ログは、ある程度の保存期間を確保しているか。 ログを csv ファイル等で出力できるか。 トークン使用量など利用状況を把握できるか。	20 点
	利用体系	アカウントの管理やトークン使用量の管理などが可能で、柔軟な利用ができるか。	10 点
	スケジュール	当市の希望に応じたスケジュールでの対応が可能か。	5 点
	運用・保守	サポートデスク等の相談可能な窓口が設けられているか。	5 点
	独自提案	仕様書に定める内容以外にも、有用な提案がされているか。	5 点
安全性	サービスの安全性	サービス提供元が情報セキュリティに関する国際規格である「ISO27001」や個人情報保護マネジメントシステムの規格である「プライバシーマーク」等の認証を取得しているか。	10 点
プレゼンテーション	提案・質疑応答	説明内容が明確でわかりやすかったか。 質問に対し、明瞭かつ的確な応答がなされているか。	5 点

B.価格点評価(10点)

- ・ 見積価格が最も低い者に10点を加点する。
- ・ 最低価格以外の者は、以下の計算方法により価格点を加点する。

最低価格 / 当該者の価格 × 10点 ※小数点第2位以下は切り捨て